

付添補償制度の概要

平成30年4月1日

制度担当代理店：株式会社 北海道保険補償

〒064-0821

札幌市中央区北1条西26丁目1-15
円山鳥居前ビル301

TEL:011-222-0877 FAX:011-222-2247

担当者：笹谷・中井・石山

y.sasaya@er-hhg.com
引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

本制度の特徴

- 1.付添人は問わず補償。
職業介護人・家族・施設職員等が付添いを行った場合は、1日当たり12,000円が、1入院90日間を限度に補償されます。その他、差額ベッド代に関しては1日5,000円までの実費を90日限度として補償されます。
よって、1日の付添に対して交代等によって複数の方が付添つても1日当たり12,000円は変更されません。
また、あくまでも付添に関する補償ですので、入院費や通院費並びに死亡補償等は補償されません。
- 2.保険期間中の増員加入が出来ます。
保険期間の中途加入は、保険満期日に合わせた保険料となります。
また、中途加入の方の補償開始は加入月の翌月1日より補償されることとなります。
- 3.保険期間中の付添回数には限度がありません。
1年間に発生した入院付添回数には制限がありません。ただし、同一疾病付添に関しては年間90日限度となります。
- 4.施設利用者は、健康状態に制限がなく加入出来ます。
健康状態にかかわりなく加入が出来ます。ただし、補償開始前に治療が始まっている疾病・傷害が原因の付添は補償の対象外となります。
- 5.原則施設利用者全員加入となります。
相互扶助が本制度の大原則となります。生活支援・入所・通所・G.H・C.H・等に区別なく全員加入が前提となります。
ただし、全員加入が困難な場合は別途ご相談下さい。

補償される内容・補償されない内容

1. 補償されるもの：①付添日額：1日当たり12,000円

* 同一疾病当たり年間通じて90日以内であれば回数は問いません。

例) 施設利用者Aさんが、1年間に下記の入院に伴う付添人を要した場合

1. 歯科治療入院1日、内1日親族が付添をした（認定日数：1日）
2. てんかん入院100日、内100日間職業付添人が付添をした（認定日数：90日）
3. 肺炎入院7日、内3日間職員が付添をした（認定日数：3日）
4. インフルエンザ入院14日、内1日職員、3日間親族が付添をした（認定日数：4日）

Aさん認定日数98日（1日+90日+3日+4日） 付添人費用1,176,000円が補償されます。

②差額ベッド費用：1日当たり5,000円迄の実費

* 同一疾病当たり年間通じて90日以内であれば回数は問いません。
また、差額ベッド費用のみのご請求も可能です。

2. 補償されないもの：①補償開始前に発症し、治療を開始している付添費や差額ベッド費用。
②入院費用や通院費用並びに手術代金等。
③死亡補償。

本制度の保険料等

年間保険料：1名当たり14,500円（将来的には、変更される場合もあります）

契約期間：1年毎の継続方式。

支払方法：年間一時払い。

契約手続き：法人施設、または、法人父母の会で取りまとめて頂き、各々の名義にて一括加入する事となります。

事故処理：付添費用が発生した場合は、法人施設担当者、または、法人父母の会担当者が窓口となつて弊社までご通知頂きます。

その後、弊社より付添内容等に合致した関係書類を法人各担当者様宛に郵送致します。
関係書類の到着を待つて、付属書類を整理し保険会社に提出され、保険会社の確認後、支払先に対して保険金が払われます。

保険証券：保険会社より、契約代表として法人施設、または、法人父母の会宛に発行されます。